

街区公園等の指定管理者制度について

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、市民が利用する公共施設の管理について、広く民間事業者や公益法人、地域団体等の持つノウハウ等の能力を活用することにより、市民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを目的とするもので、広島市では平成18年度からこの制度が始まりました。

2 指定管理者の業務内容について

指定管理者制度の導入以前は、街区公園等の維持管理は本市のほか、清掃等報奨金制度を通じて町内会等の地域住民の皆様にご協力いただきましたが、指定管理者制度では、指定管理者は本市からお支払いする指定管理料をもとに、公園の管理者として樹木の剪定、トイレ清掃等の維持管理のほか、利用調整を含めた公園の管理運営を担っていただくものとなります。

なお、指定管理者の選定に当たっては、街区公園等が主に地域住民が利用する施設であることから、すでに指定管理者又は清掃等報奨金交付団体として公園の維持管理を行ってきた実績がある町内会等地域団体の皆様にご引き続きご協力いただきたいと思います。

選定要領等ご確認の上、指定管理者に申請いただければ幸いです。

<業務内容>

業務の性格		内 容	備 考
定期的業務 (通常業務)	維持管理	・ 清掃 ・ 除草 ・ 巡回・点検	清掃等報奨金交付団体として実施している活動
		・ 中低木の管理 ・ 便所清掃 ・ ごみ処分	指定管理業務として新たに追加される業務
	利用調整	・ 利用調整 ・ 苦情要望への対応	
不定期業務	維持管理	・ 支障木の剪定 ・ 病虫害の駆除 ・ 災害時等の緊急対応	
	利用促進	・ イベント等自主事業の実施	

※ 詳細については、別紙1「指定管理者制度と街区公園清掃等報奨金制度の比較」及び選定要領・仕様書をご確認ください。

※ 地元町内会等で、業務の実施が困難な場合は、専門業者などへ委託することもできます。

※ 指定管理者として、利用者のケガによる管理瑕疵を問われるリスクに備え、施設管理者賠償責任保険にご加入ください。

3 スケジュール

別紙2「指定管理者選定スケジュール」をご確認ください。

4 留意事項

- (1) 管理を委託する期間は、令和9年4月1日から14年3月31日までの5年間です。
- (2) 指定管理者には1公園に1団体を指定しますので、1つの公園に複数の清掃等報奨金団体が活動している場合は、団体間で話し合って1団体としていただくか、共同で申請していただくことになります。

指定管理者制度と街区公園清掃等報奨金制度の比較

区 分		街区公園清掃等 報奨金制度	指定管理者制度
管理運営	苦情受付	—	○
	利用調整	—	○
	災害時など緊急対応	—	○
	利用促進 (イベント等の開催)	—	○
巡視・清掃管理	日常巡視	○	○
	日常清掃	○ (1回/月)	○ (3回/月)
	ゴミ処分	—	○
維持管理	平地除草	○	○
	法面除草	—	○
	植込地除草	○	○
	中低木剪定	—	○
	生垣剪定	—	○
	病虫害の防除	—	○
	支障木の剪定等	—	○
施設管理	園路・広場の点検	—	○
	各施設の点検・清掃	—	○
	便所の清掃・点検	—	○

※ 高木（支障木の場合も含む）の剪定、修繕及び光熱水費の支払は広島市が実施します。

※ また、指定管理者制度では年間を通じて以下のとおり事務処理を含みます。

- ・ 事業計画書（年間）の作成・提出、年度協定書の締結
- ・ 業務実施状況報告（四半期ごと）の作成・提出
- ・ 業務実施状況報告（年間）の作成・提出
- ・ 利用者への満足度アンケートの実施・提出
- ・ 広島市による現地でのモニタリングへの対応

指定管理者選定スケジュール

時期	内容	申請者の対応
8月24日※1	意向確認票の提出期限	○
9月11日	質問票の提出期限	○
9月16～30日※2	指定申請書等の提出期限	○
10月中旬	審議会（書面審査）	
11月上旬	審査結果の通知	
11月中旬	仮協定の締結	○
12月下旬	指定管理者の指定、告示	
令和9年3月中	基本協定書の締結	○

※1 意向確認票を受理後、各公園の指定管理料上限額をお知らせします。

※2 書類の確認作業を控えているため、可能な限りお早めにご提出いただければ幸いです。